

大阪市都島区役所区民ギャラリー利用規約

- 1 設置場所
大阪市都島区役所 1階
ショーウィンドウ1枠（幅247cm×高さ150cm×奥行50cm）
- 2 展示作品
絵画、書、手芸品、写真などの美術作品
- 3 利用できる団体
都島区内に在住、もしくは在勤（在学）する方で構成されているアマチュア創作活動グループ
- 4 利用期間
概ね2週間を1回として、別途定める。
同一年度の利用は、1グループにつき2回まで。
ただし、都島区役所の閉庁日及び都島区役所が業務で使用する場合を除く。
- 5 申し込み方法
区民ギャラリー展示利用申込書を都島区民センターに提出すること。
申込の受付開始は別途定める日時とし、受付時において利用期間が競合する場合は抽選とする。開始日以後は先着順にて随時受け付ける。
利用申込書の内容について、審査を行い、利用の可否について通知する。
- 6 注意事項
作品の搬入・搬出、及び出展者名、タイトルの掲示等は利用団体で行うこと。
来庁者及び職員の業務の妨げにならないように配慮すること。
展示中の事故については、利用団体の責任とする。
定められた期間を超えて、展示できない。
展示場所や備品等の破損、汚損又は紛失した場合は、これを原状に回復し、又はその損害の賠償を行うこと。
展示内容が申込内容と異なる等背信行為があったと認められる場合には、その許可を取り消す。
- 7 利用制限
公序良俗に反する恐れがあるとき
建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき
庁舎管理上支障があるとき
営利目的、政治活動、宗教的行為の使用であると認められるとき
暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき
その他不相当と認めるとき

附則

この規約は、平成27年2月1日から施行する。